

4 注意点

- ・同一種類の助成については、一つの建物に対して1回限りとなります（年度が変わっても一度助成を受けた種類の助成に対しては対象となりません）。ただし、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車はこの限りではありません
- ・1,000円未満の端数は切り捨てとなります。
- ・未使用品であること。
- ・太陽光発電システムの最大出力、太陽熱温水器・ソーラーシステムの集熱面積、遮熱塗装等断熱改修の施工面積は小数点以下第3位を四捨五入します。
- ・小規模燃焼機器改修、遮熱塗装等断熱改修、空調設備機器改修、高効率・LED照明機器改修については、築1年以上を経過した建物を対象とします。
- ・助成対象者が自ら設置工事等を行う場合には、助成対象物の本体及び資材に係る費用を助成対象経費とします。
- ・太陽光発電システムと蓄電池を併設する場合は、一方が既に設置済の場合、両方を同時に設置する場合のいずれも対象とします。なお、設置済の機器については、過去にかつしかエコ助成金で助成を受けたもの又は平成30年度かつしかエコ助成金の対象機器等の要件に該当するものとしします。
- ・印鑑は提出書類すべて同じものを使用してください。（スタンプ印不可）
- ・見積りは複数の工事業者に依頼することをおすすめします。
- ・国や都の補助制度との併用も可能です。

5 申込に必要な書類

かつしかエコ助成金交付申込書（第1-1号様式）の裏面をご覧ください。
設置工事前の申込となります。

※電気自動車・プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車は購入後の申請となります。
⇒かつしかエコ助成金完了報告書兼助成金交付申請書（第7-2号様式）をご覧ください。
（区ホームページからダウンロードしてください。）

6 設置完了後の手続き

機器等の導入完了後、2カ月以内に以下の必要書類を提出してください。

- ①かつしかエコ助成金完了報告書兼助成金交付申請書（第7号様式）
- ②対象機器等の設置にかかる、領収書の写し及びその内訳書の写し（原則として、申請者以外からの代理申請の場合は、領収書のほかに金融機関発行の振込控の写し）
- ③機器等の設置又は施工後の現況写真（建物全体と設置機器・施工箇所がわかる写真）
 - ・太陽光発電システム、太陽熱温水器・ソーラーシステムの場合は、設置したパネルの枚数がわかること。
 - ・遮熱塗装等断熱改修の場合は、施工中、施工後及び使用塗料空缶等の写真をご提出ください。
 - ・高効率・LED照明機器の場合は、型番等が分かる写真等及び照明点灯時の写真をご提出ください。
- ④省エネ型小規模燃焼機器等及び空調設備機器の改修の場合は、点火試験報告書または試運転報告書の写し等、機器の稼働が確認できるもの。
- ⑤太陽光発電システムの場合は、電力会社との「電力受給契約申込書」または「接続契約のご案内」の写し
- ⑥新築の場合は、検査済証の写し
- ⑦かつしかエコ助成金交付請求書（第10号様式）

平成30年度 事業所用 かつしかエコ助成金のご案内

・個人住宅や集合住宅への導入については、「個人住宅用」または「集合住宅用」をご覧ください。

1 申込受付期間

平成30年4月2日（月）～平成31年3月29日（金）

- ・一部を除き設置工事前の申込です。
詳しくは3 助成対象機器等と助成金額をご覧ください。
- ・工事完了後は2カ月以内に設置完了報告書類を提出してください。

2 助成対象者

区内に住所を有する事業所等が、その事業を行う場所及び事務所に対象機器等を導入する場合で、以下の項目に該当する方（リース・レンタルを除く）

- (1) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者
- (2) 中小企業等協同組合法第3条に規定する中小企業等協同組合
- (3) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- (4) 私立学校法第3条に規定する学校法人
- (5) 医療法第39条に規定する医療法人
- (6) 宗教法人法第4条に規定する宗教法人
- (7) 地方自治法第260条の2に規定する認可地縁団体その他これに準ずる団体
- (8) その他上記以外の法人であって、区長が特に必要と認めるもの。

<次の要件を満たす必要があります>

- ・次ページ3 助成対象機器等と助成金額表どおりの対象機器等を導入すること
- ・直近の法人住民税（個人事業者の場合は、平成29年度特別区民税及び都民税）を滞納していないこと。
- ・対象機器等の導入について、区で実施している他の制度による助成を受けていないこと。
- ・同じ種類の機器等に対して、既にかつしかエコ助成金制度等に基づく区の助成を受けていないこと。
- ・対象機器等を導入する建築物は、建築基準法その他の法令等に適合するものであること。
- ・賃貸又は使用貸借の場合は、所有者から対象機器等を導入することについて同意を得ていること。
- ・工場を有する事業者は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の規定による工場の設置の認可を受けていること。
- ・指定作業場を有する事業者は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の規定による指定作業場の設置の届出をしていること。
- ・太陽光発電システムの場合は、申込者が電灯契約を結ぶこと。
- ・助成金交付後に代金還元（キャッシュバック）を受けないこと。（キャッシュバックがあった場合、助成金を返還していただくことがあります。）

<申請及び問い合わせ先>

葛飾区 環境部 環境課 環境計画係（区役所4階410番窓口）

〒124-8555 葛飾区立石5丁目13番1号

電話：03-5654-8228 または 03-5654-8531

FAX：03-5698-1538

3 助成対象機器等と助成金額

対象機器等	申込の時期	要件	助成金額
太陽光発電システム	設置工事前	・事業所等の上屋等に設置し、事業用途に電力を供する機器で、太陽電池の最大出力合計が3キロワット以上10キロワット未満のもの。 ・財団法人電気安全環境研究所（JET）の太陽電池モジュール認証を受けたもの又は国際電気標準会議（IEC）のIECEE-PV-FCS 制度に加盟する海外認証機関による認証を受けたもの。	太陽電池モジュールの最大出力1KW当たり 80,000 円（限度額 800,000 円） ※蓄電池併設の場合は全体額に 50,000 円を加算
太陽熱温水器		財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）認定を受けた自然循環式太陽熱温水器	集熱器面積1㎡あたり 20,000 円（限度額 200,000 円）
太陽熱ソーラーシステム		財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）認定を受けた強制循環式ソーラーシステム	集熱器面積1㎡あたり 30,000 円（限度額 300,000 円）
蓄電池		経済産業省が実施する「住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業」、環境省が実施する「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等による住宅における低炭素化促進事業」において当該事業の執行団体が指定しているもの又は経済産業省の実施していた「住宅省エネリノベーション促進事業」において、当該事業の執行団体が指定していたもの。	助成対象経費の1/4 （限度額1,000,000円、容量10kWh未満のものは限度額200,000円） ※太陽光発電システム併設の場合は全体額に50,000円を加算
遮熱塗装等断熱改修 （①～③合わせて1回） ※新築は対象外		①屋根・屋上・壁等の高反射率塗装等 高反射率塗料等においては、国内の第三者機関における日射反射率が50%以上又は同等以上の性能であること。	①については、助成対象経費の1/4又は施工面積（㎡）×1,000円（助成単価）のいずれか小さい額
		②窓における遮熱塗装等 日射調整フィルム及びコーティング材においては、国内の第三者機関における測定値が遮蔽係数0.7未満、可視光線透過率65%以上、熱貫流率5.9W/（㎡・K）未満（コーティング材の場合は6.0W/（㎡・K）以下）であり、かつ日射調整性能について、適切な対候性が確認されている製品とする。 ※可視光線透過率が70%以上の場合は遮蔽係数は0.8未満とする。	②については、助成対象経費の1/4又は施工面積（㎡）×3,000円（助成単価）のいずれか小さい額
		③断熱改修（窓、外壁、屋根・屋上、天井、床） 外壁、屋根・屋上、天井、床の断熱改修においては、住宅金融支援機構の「断熱等性能等級4（フラット35S）技術基準」に規定する断熱材の厚さの基準以上、窓の断熱改修においては、ガラスの熱貫流率が4.0（W/㎡・K）以下を満たすものであること。	③については、助成対象経費の1/4 （①～③合わせて限度額400,000円） （面積は小数点以下第3位を四捨五入）
高効率蛍光灯・LED照明機器への改修（助成対象経費の総額が100,000円以上の改修） ※新築、新規設置は対象外		東京都の「省エネ促進税制対象機器」として指定を受けた機器であり、従来型蛍光灯（Hfでないもの）等からの変更であること。 ただし、白熱灯からLED電球、屋外灯への交換で、グリーン購入法「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の12-1照明器具、12-2ランプのそれぞれの判断基準を満たすものについては、助成の対象とする。	助成対象経費の1/2又は1灯あたり10,000円（助成単価）のいずれか小さい額 ※LED電球の場合は、1個当たりの助成単価を1,000円とする。（限度額500,000円） ※東京都生活文化局の「公衆浴場クリーンエネルギー化推進事業」の交付を受けるものについては、助成対象外とする
空調設備機器改修 ※新築、新規設置は対象外		東京都の「省エネ促進税制対象機器」として指定を受けた機器であること。	助成対象経費の1/4（限度額1,000,000円）
省エネ型小規模燃焼機器等への改修 （小型ボイラー、ガス発電給湯器、燃料電池） ※小規模燃焼機器は、新築・新規設置は対象外		・小規模燃焼機器にあっては、東京都低NOx・低CO2小規模燃焼機器認定制度において、認定対象機器として指定されていること。（「認定機器・事業者一覧」に掲載されている機器であること）。 ・燃料電池コージェネレーションシステムにあっては、以下の要件を満たすものであること。 ①1台当たりの発電能力が定格0.5kW以上のものであること。 ②貯湯容量が20リットル以上の貯湯ユニットを有するもので、燃料電池ユニット部の排熱を蓄えられるものであること。 ③JIS基準（JIS C 8823）に基づく総合効率がLHV基準で80%以上であること。	助成対象経費の1/4（限度額1,000,000円） ※発電能力が定格1.5KWまでの燃料電池を導入する場合は、住宅対象の助成金額と同額の5万円を1台まで適用する。 ※東京都生活文化局の「公衆浴場クリーンエネルギー化推進事業」の交付を受けるものについては、助成対象外とする
その他省エネルギー診断及び節電診断の結果に基づき導入する省エネルギー・節電設備への改修 ※新築、新規設置は対象外	東京都地球温暖化防止活動推進センター若しくは財団法人省エネルギーセンター若しくは東京都に登録された地球温暖化対策ビジネス事業者が実施する省エネルギー及び節電診断に基づき導入する省エネルギー・節電設備であること。	助成対象経費の1/4 （限度額1,000,000円）	
電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車	要件となる補助金の交付決定後	経済産業省の実施する「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」における補助対象車両として補助を受けたもの。 平成25年4月1日以降に購入したものであること。 ※使用の本拠の位置が葛飾区内であること。（「使用の本拠の位置」とは、自動車検査証に記載された使用の本拠の位置のことです。）	クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金における交付額の1/4 （限度額250,000円）